

改 正 案

現 行

目次  
 第一章・第二章（略）  
 第三章 保険給付  
   第一節・第二節（略）  
   第三節 介護給付（第十五条―第二十二條の四）  
   第四節 予防給付（第二十三條―第二十九條の四）  
   第五節（略）  
 第四章（略）  
 第五章 保険料（第三十八條―第四十五條の二）  
 第六章・第七章（略）  
 附則

目次  
 第一章・第二章（略）  
 第三章 保険給付  
   第一節・第二節（略）  
   第三節 介護給付（第十五条―第二十二條の二）  
   第四節 予防給付（第二十三條―第二十九條の二）  
   第五節（略）  
 第四章（略）  
 第五章 保険料（第三十八條―第四十五條）  
 第六章・第七章（略）  
 附則

（法第四十二条第一項第四号の政令で定めるとき）  
 第十五条 法第四十二条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第三号及び第二十二條の四において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス

（法第四十二条第一項第四号の政令で定めるとき）  
 第十五条 法第四十二条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第三号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス

をいう。次号、第二十二條の四及び第二十九條の四において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

をいう。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三（略）

三（略）

（施設介護サービス費及び介護保険施設に関する読替え）  
 第二十一条 法第四十八條第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（施設介護サービス費及び介護保険施設に関する読替え）  
 第二十一条 法第四十八條第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定施設サービスを
第四十一条第八項	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第十項	居宅要介護被保険者	要介護被保険者

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定施設サービスを
第四十一条第八項	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第十項	居宅要介護被保険者	要介護被保険者

（高額介護サービス費）

第二十二條の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特別居宅介護サービス費、施設介護サービス費及び特別施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第五十條の規定が適用される場合にあつては、百分の百を

（高額介護サービス費）

第二十二條の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスを（食事の提供を除く。）をいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特別居宅介護サービス費、施設介護サービス費及び特別施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第五十條の規定が適用される場合

同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

256 (略)

7 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月から五月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十九條の二第七項において同じ。）及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月から五月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二十九條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。第二十九條の二第七項において同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず

にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

256 (略)

7 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8511 (略)

（特定入所者介護サービス費及び特定介護保険施設等に関する読み替え）

第二十二條の三 法第五十一條の二第八項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替へる規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第四十一條第三項	指定居宅サービスを業業者	特定介護サービスを業業者
第四十一條第八項	指定居宅サービス事業者	特定介護保険施設等
第四十一條第十項	居宅要介護被保険者	特定入所者
第四十一條第十項	指定居宅サービス事業者	特定介護サービスを業業者
第四十一條第十項	居宅要介護被保険者	特定入所者
第四十一條第十項	前項	第五十一條の二第七項
第四十一條第十項	前項	第五十一條の二第八項において準用する前項

8511 (略)

(法第五十一条の三第一項第二号の政令で定めるとき)

第二十二條の四 法第五十一条の三第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 特定入所者(法第五十一条の二第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居室サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 指定居室サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)及び基準該当居室サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居室サービス及び基準該当居室サービス以外の居室サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス(法第五十一条の二第一項に規定する特定介護サービスをいう。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 四 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居室サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 五 第二号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居室サービス及び基準該当居室サービス以外の居室サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(高額居室支援サービス費)

第二十九條の二 (略)

256 (略)

7 居室要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居室サービス等のあつた月の属する年の前年(居室サービス等のあつた月が一月から五月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該居室サービス等のあつた月の属する年の前年(当該居室サービス等のあつた月が一月から五月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居室要支援被保険者が同一の月に受けた居室サービス又はこれに相当するサービスに係る居室要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居室要支援被保険者に対して支給されるべき高額居室支援サービス費の額を超えるときは、当該居室要支援被保険者に対して支給される高額居室支援サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居室要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8511 (略)

(特定入所者支援サービス費及び特定居室サービス事業者に関する読替え)

第二十九條の三 法第六十一条の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え	読み替えられる字句	読み替える字句
る規定		

(高額居室支援サービス費)

第二十九條の二 (略)

256 (略)

7 居室要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居室要支援被保険者が同一の月に受けた居室サービス又はこれに相当するサービスに係る居室要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居室要支援被保険者に対して支給されるべき高額居室支援サービス費の額を超えるときは、当該居室要支援被保険者に対して支給される高額居室支援サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居室要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8511 (略)

第五十一条の二第四項	特定介護保険施設等	特定居宅サービス事業者
	特定介護サービス	特定居宅サービス
第五十一条の二第五項	居住等	潜在
	特定入所者介護サービス費	特定入所者支援サービス費
第五十一条の二第六項	前項	第六十一条の二第四項において準用する前項
	特定入所者介護サービス費	特定入所者支援サービス費
第五十一条の二第七項	特定介護保険施設等	特定居宅サービス事業者
	前項	同条第四項において準用する前項
第五十一条の二第八項	居住等	潜在
	居住費	潜在費
第五十一条の二第九項	特定入所者介護サービス費	特定入所者支援サービス費
	特定介護保険施設等	特定居宅サービス事業者

2] 法第六十一条の二第四項において準用する法第五十一条の二第

第五十一条の二第四項	特定介護保険施設等	特定居宅サービス事業者
	特定介護サービス	特定居宅サービス
第五十一条の二第五項	居住等	潜在
	特定入所者介護サービス費	特定入所者支援サービス費
第五十一条の二第六項	前項	第六十一条の二第四項において準用する前項
	特定入所者介護サービス費	特定入所者支援サービス費
第五十一条の二第七項	特定介護保険施設等	特定居宅サービス事業者
	前項	同条第四項において準用する前項
第五十一条の二第八項	居住等	潜在
	居住費	潜在費
第五十一条の二第九項	特定入所者介護サービス費	特定入所者支援サービス費
	特定介護保険施設等	特定居宅サービス事業者

八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	特定居宅サービスを
	居宅要介護被保険者	特定入所者
	指定居宅サービス事業者	特定居宅サービス事業者
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	特定居宅サービス事業者
	指定居宅サービス	特定居宅サービス
	居宅要介護被保険者	特定入所者
第四十一条第十項	前項	第六十一条の二第四項において準用する第五十一条の二第七項
第四十一条第十一項	前項	第六十一条の二第四項において準用する第五十一条の二第八項において準用する前項

(法第六十一条の三第一項第二号の政令で定めるとき)

第二十九条の四 法第六十一条の三第一項第二号の政令で定めると

きは、次のとおりとする。

- 一 特定入所者（法第六十一条の二第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 特定居宅サービス（法第六十一条の二第一項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 四 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 五 第二号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

第四十五条（略）

（保険料の収納の委託）

第四十五条の二 市町村は、法第四百四十四条の二に規定する保険料

第四十五条（略）

<p>の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、第一号被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。</p> <p>2  法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>3  法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の収納の事務について検査することができる。</p> <p>（施行法第一条第一項の政令で定める日）</p> <p>第五十二条 施行法第一条第一項の政令で定める日は、平成十八年三月三十一日とする。</p>	<p>第五十二条 削除</p>
---	-----------------

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）抄

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>（国の介護給付費に対する負担金の額）</p> <p>第一条 介護保険法（以下「法」という。）第百二十一条第一項の規定により、毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における次掲げる額の合算額の百分の二十に相当する額とする。</p> <p>一 法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給に要した費用の額</p> <p>二 法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係る居宅支援サービス費、特例居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費、居宅支援住宅改修費、居宅支援サービス計画費、特例居宅支援サービス計画費、高額居宅支援サービス費、特定入所者支援サービス費及び特例特定入所者支援サービス費の支給に要した費用の額</p>	<p>2 (略)</p> <p>（国の介護給付費に対する負担金の額）</p> <p>第一条 介護保険法（以下「法」という。）第百二十一条第一項の規定により、毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における次掲げる額の合算額の百分の二十に相当する額とする。</p> <p>一 法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費の支給に要した費用の額</p> <p>二 法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係る居宅支援サービス費、特例居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費、居宅支援住宅改修費、居宅支援サービス計画費、特例居宅支援サービス計画費及び高額居宅支援サービス費の支給に要した費用の額</p>